

第6回津家庭裁判所委員会議事概要

1 開催日時

平成18年5月25日（木）午後1時15分～午後4時00分

2 開催場所

津家庭裁判所別館4階大会議室

3 出席者

（委員）

上廣正男，北川利美，高田健一（委員長），田中憲子，棚橋尉行，中條隆二，山本哲一，山本藤雄（五十音順，敬称略）

（事務担当者）

事務局長，首席家裁調査官，首席書記官，総務課長，総務課課長補佐

4 議事

（1）開会の言葉

（2）津家庭裁判所長あいさつ

（3）委員紹介

（4）委員長の選任

（5）市民団体からのアンケートに対する意見聴取

（6）前回の委員会における委員意見を受けての活動（「少年の保護的措置」の一環としての補導委託先の開拓）についての報告

裁判所が，四日市商工会議所，三重県商工会議所連合会へ赴き，協力を依頼した結果，四日市商工会議所で機関誌に補導委託先となる協力雇用主募集の記事の掲載がなされた旨，報告がなされた。

（7）裁判所からの情報発信の現状について説明

（8）手続案内テレホンサービスの実演

（9）意見交換

今回のテーマである「裁判所からの情報発信の在り方について」の意見交換の要旨は，別紙のとおり

（10）次回の意見交換のテーマについて

子供の側から見た家事事件，人事訴訟事件について

(11) 次回開催日 平成18年11月16日(木) 午後1時15分

(別紙)

意見交換の要旨 (●委員長, ○委員)

- ホームページについては、カウンターを設置して、どのようなものの閲覧が多いのか把握し、求められている情報が何かを把握する必要がある。
- パソコンが使えない人に対する対応も必要である。近寄りやすい情報源が必要である。
- (発信される) 情報は、理解しやすい内容にすべきである。その情報に触れて、一般の人が理解できるかという疑問がある。あまり難しいものではなく、高校生に理解できる程度の内容にすべきである。情報の発信については、その発信の方法、発信するものの内容についてもっと工夫するところがあるのではないかな。
- 私は調停委員をやっているが、パンフレットの中には、今回初めて見たものがある。パンフレットについては、市町村役場の支所などに備え付けてもらえばよいのではないかな。児童相談センターに置いてもらうこともよいのではないかな。
- ただ送りつけるだけでは、備え付けられない。どの施設でも玄関の人目に付くところというのは、限りがあるため、裁判所のパンフレットを依頼先で人目につくところに備え付けてもらうようにするには、持参してお願いすることが大切である。また、依頼先としては福祉施設なども適しているのではないかな。
- 最初に相談を受ける人がいるところ、たとえば女性相談センターなどにパンフレットがあることがよいのではないかな。
- パンフレットの送付、使用、残部などについて、送付する側が把握し、戦略を立てて依頼することが重要である。
- パンフレットの文字が多すぎる。Q&Aなどが分かりやすくよい。また、パンフレットをもらいに裁判所まで来るのは大変であり、情報を得たい人に近い施設の窓口にあるとよいし、各種相談に応じる人において、このようなパンフレットがあることが知られている必要がある。相談担当者にピーアールするなどして、周知させることが重要である。
- 裁判所玄関のパンフレットについて、その効果的な陳列等方法はどのような

ものであろうか。

- パンフレットは常に新しいものにしておくことが重要である。また、人の目に付くよううまくディスプレイすることも重要である。そのためには、専門家に相談することも有用ではないか。
- パンフレットを手にとっているところを知っている人に見られるのはいやではないか。
- 問題を抱いて裁判所にやってきた人にとっては、人前でパンフレットを見たり、手続案内ビデオを視聴するのは抵抗があるかもしれない。そのような人にとってパンフレット等が閲覧しやすくなるような何らかの配慮や工夫があってもよいと思う。
- 来庁者がどこに行けばよいのか分かるよう、案内をしたほうがよい。受付の職員が案内をすべきである。裁判所に来庁する人は、問題を抱えて相談などをしに来た人であるのであるから、裁判所の職員が声をかけることが大切である。最初にどのように接するかということが非常に重要である。
 - 建物の構造的な問題があるが、知恵で何とかしたい。
 - 各委員の所属団体等においても情報発信をしていると思われるが、工夫している点などがあればご教示いただきたい。
- 定期的な刊行物を発行しているが、これには目に付きやすいよう見出しを付けるなどの工夫をしている。編集は、元新聞記者の方に任せており、トップにニュース的なことをもってきている。ホームページは、見る人が多いので、常に新しいものを見てもらえるように、また、充実した内容となるよう努力しており、ホームページの運営のためだけに担当者を一人おいている。資金的な面が許せば専門家に依頼することが望ましいと思う。これとは異なるが、次から次にペーパーが配布されると見ているほうはいやになるので、それに対する注意も必要である。
- 児童相談所では、現在ホームページを立ち上げる作業をしている。機関誌も発行しているし、パンフレットについては、文字を少なくし、ユーザーの視点で分かりやすいものを作るようにしている。
- 津地方検察庁では、ホームページを開設しており、アクセス件数は2002

年からの累計で9400件程度ある。移動教室，出前教室，刑事裁判の傍聴などの行事について宣伝しているし，広報用のビデオやパンフレットもある。また，午後5時から記者に対するレクチャーをしており，発表することがあれば，その記者レクの場合で行うようにしている。

- ホームページについては，日本医師会，県医師会，地区医師会がそれぞれ開設している。ホームページは更新をどれだけしていけるかが問題である。Q&A や時宜に応じた説明を掲載するなどして，内容に工夫をしている。三重県と協力して，医療ネットみえを立ち上げている。救急医療情報ネットと，県内の医療機関を紹介するお医者さん・歯医者さんネットがあり，それぞれ医療機関を検索できるようになっている。ホームページ以外では，市町村の広報誌に記事の掲載依頼をしている。

玄関の印象は大切であり，備え付けられたパンフレットがきちっと整理されているかどうかで，庁自体の気配りができているかどうかの判断材料になるので，そのあたりの配慮が重要である。また，受付のオープン化も必要で，今の状況では初めて来庁した時，外来者がどこへ行けばよいのか戸惑うのではないかと思う。

来庁者にアンケートをして，何を見て手続を知ったのか調べることもよいのではないか。

- 私の会社では，ホームページ運営のために専任の担当者をおいている。新聞については，販売は昔ながらのやり方であるが，新聞について理解を深めてもらうためにN I E（Newspaper in Education（教育に新聞を）の略）という活動がなされている。新聞において一番の売り物はニュースであるが，最近インターネットが進出しているため，これに対応する必要性が生じている。
- 委員の方々の属する組織において，その宣伝や情報発信がこれでいいのかどうかというチェックはどのようになされているのか。また，営業上の戦略などはあるのか。
- 新聞の販売においては独特の販売方式を取っていることもあり，どのような情報を発信すれば売れるのかということ把握することはなかなか難しい。
- 家裁委員会は風通しのよい裁判所，司法を作ることが本来のテーマであるのではないか。

- 家裁委員会というのは、国民の方から直接意見を聞くという一つの窓口である。このように、委員会での議論を通じて、国民の方とやりとりができるということ自体が風通しのよい裁判所、司法の実現につながるものと認識している。
- 検察庁が記者レクをやっているとのことであるが、家裁でも記者レクをやってほしい。
- 裁判所は用語が取り付きにくい。例えば、裁判所のホームページの手続案内の箇所には「事件」という言葉を使って、手続を分類して案内している。今回、私は、この委員会に出席するため家裁のホームページを見てみた。一般の人が家裁へ手続をするために来庁する場合を想定して、どのような手続があるのか調べてみたところ、目的とする手続を説明している画面に思うようにたどり着けなかった。たどり着けなかった理由は、それぞれの手続について「何々事件」というタイトルで掲載されているからである。大方の人にとって、「事件」とは刑事事件のことだけを意味しており、成年後見人の選任の手続が「事件」とは考えないし、事件という表題だけで、これは自分には関係ないと考えてしまうため、結果として避けてしまう。そのため自分の必要とする手続にたどり着けないという結果が、私において生じたように、一般の人にとっても生じてしまうであろう。ホームページなどは、もっと具体的な言葉が使われるべきである。また、パンフレットの言葉も一般的な言葉を使用してほしい。